

通達甲(ら・総・庶)第4号
昭和44年5月30日

各 方面本部長 殿
警 察 署 長

警 ら 部 長

駐在所等勤務警察官の家族に対する警察協力謝金支給事務取扱要綱の制定について

〔沿革〕昭和45年 4月 通達甲(ら・総・庶)第4号、9月同(副監・総・企・調)第8号
46年 4月 同(ら・総・庶)第1号
48年 4月 同第1号
52年 4月 同第4号
56年 3月 同第1号
58年 3月 同第2号
62年 3月 同第2号
平成 2年 4月 同第1号
3年 3月 同第1号
4年 3月 同第1号
5年 3月 同(副監・総・企・組)第8号
6年11月 同(副監・地・総・企)第20号
7年11月 同(副監・総・企・組)第23号
10年 3月 同(地・総・企)第1号
11年10月 同(地・総・庶)第2号改正

このたび、別添のとおり、みだしの要綱を定め、昭和44年6月1日から実施することとしたから、次の事項に留意し、事務取扱上誤りのないようにされたい。

命によつて通達する。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 駐在所等勤務警察官の家族に対する警察協力謝金支給規程の制定について(昭和37年7月10日通達甲(警人庶)第12号)
- 2 駐在所等勤務警察官の家族に対する警察協力謝金支給規程等の一部改正について(昭和42年2月10日通達甲(警・人1・庶)第2号)
- 3 「駐在所等勤務警察官の家族に対する警察協力謝金支給規程の制定について」の一部改正について(昭和42年3月20日通達甲(警・人1・庶)第4号)

記

1 制定の趣旨

駐在所等勤務警察官の家族に対する警察協力謝金(以下「謝金」という。)の支給事務については、駐在所等勤務警察官の家族に対する警察協力謝金支給規程(昭和34年7月10日東京都公安委員会規程第3号)および同運用通達により行なつてきたのであるが、この事

務が警務部から警ら部に移管されたこと、およびこのたび年2回の特別謝金が新設されたことから、これを機会に関係通達を整理統合し、実情にそうよう新たに要綱を制定したものである。

2 改正の要点

(1) 事務担当者

警察署における謝金の事務担当者は、原則として警ら担当課長とし、必要ある場合は、補助者として警ら事務担当の幹部を指定することができることとした。

(2) 特別謝金の新設

駐在所等の協力家族に対しては、従前どおり月額3,000円の謝金を支給するほか、新たに6月と12月の年2回、特別謝金としてそれぞれ1万円あて支給するよう規定した。

別添

駐在所等勤務警察官の家族に対する警察協力謝金支給事務取扱要綱

第1 目的

この要綱は、駐在所等勤務警察官の家族に対する警察協力謝金支給規程（昭和34年7月10日東京都公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）第2条に基づき、警察協力謝金（以下「謝金」という。）の支給事務取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

規程第1条における「駐在所等」とは、駐在所、交番その他の派出所をいう。

第3 警察署における事務担当者

警察署における事務担当者は、原則として地域課長とし、補助者として地域総務担当の幹部を指定することができる。

第4 協力家族の認定

警察署長は、駐在所等に同居し勤務員と一体となり、直接警察用務に協力している家族のうち、1人（原則として配偶者。配偶者のいない場合は事実上協力している家族）を協力家族に認定すること。

第5 謝金の支給

1 支給額

謝金は、予算の範囲内において、地域部長が定める額を毎月支給する。ただし、必要がある場合は、この額を増減することができる。

2 支給基準

当該月において、協力家族の協力に係る日数が、2分の1に満たない場合は支給しないものとする。

3 支給方法

謝金は、当該月分を翌月に、協力家族名義の預金口座に振り替えて支給する。ただし、

島部警察署の一部にあつては、送金払いの方法により支給する。

第6 協力実態の把握

警察署長は、巡視等の機会をとらえ協力家族と面談のうえ、平素の協力に対し労をねぎらうとともに、協力実態の把握及び確認に努めるものとする。

第7 報告

警察署長は、当該月の支給対象となる協力家族を確認の上、翌月3日までに別記様式の謝金支給対象者名簿により地域部長（地域総務課庶務経由。以下同じ。）に報告しなければならない。

第8 適用の特例

警察署長は、協力家族の認定その他で、この要綱の定めによりがたい特別の事由が生じた場合は、地域部長に上申して承認を受けなければならない。